## 太陽光発電設備等設置手続のフローチャート(事業者用)

対象施設:太陽光、水力、風力、バイオマス、その他自然エネルギーによる 10kw 以上の発電設備

## ① 事前確認 (事業者⇒町)

- ◆ 抑止区域に該当しないか(事業者⇒住民税務課)
- ◆ 農地の場合、設置可能な土地か(事業者⇒農業委員会)
- ◆ 埋蔵文化財の包蔵地ではないか(事業者⇒教育委員会)
- ◆ 景観条例に基づく手続きの確認(事業者⇒建設水道課)
- ◆ 河川に隣接する場合、河川管理者との協議(事業者⇒河川管理者)
  - ▶ 確認の結果、設置ができない場合があります。



## ② 設置計画書の事前協議 (事業者⇒町)

- ◆ 事業者は発電施設設置計画書(様式1号)に必要書類を添付して住民税務課へ提出
  - 光害、騒音、低周波など、周辺に影響を及ぼさないよう対策を講じてください。
  - ・斜面などに設置する場合、地盤調査と補強対策を講じてください。
  - ・排水路や調整池の設置など排水対策を講じてください。
  - ・ 定期的な施設管理の体制と緊急連絡先を明示してください。
  - ・安全対策のため周囲にフェンスを設置してください。



#### ③ 事業者による説明会の開催 (事業者⇒関係者)

※建築物の屋根・壁に設置する場合は省略可

- ◆ 設置予定地から 100m 範囲の区と自治会、設置予定地の隣接地権者への説明会を開催
  - 説明会の開催にあたっては、該当の自治会長、区長へご相談ください。
  - ・施設の管理方法、撤去方法を明確に示してください。
  - 自治会等の要望に真摯に対応し、求めがあれば覚書・協定書の締結に応じてください。



#### ④ 同意書等の提出 (事業者⇒町)

※建築物の屋根・壁に設置する場合は省略可

- ◆ 事業者は関係者の同意書(様式3号)、説明会の議事録(任意様式)を住民税務課へ提出
  - ・同意が必要な者は、説明会対象範囲の区と自治会の各代表者、隣接地権者の全員です。
  - 議事録は、説明会の日時、会場、出席者、説明内容、質疑応答内容を記載してください。





## ⑤ 許可書の交付 (町⇒事業者)

# ◆ 町は審査により問題ないと判断した場合に設置許可書(様式4号)を事業者へ交付

- ・許可書の交付の前に工事着手しないでください。
- ・農地、埋蔵文化財、景観条例、河川等の手続き対象の場合、それぞれの許可を受ける前に 工事着手しないでください。



## 工事着手

・工事中に環境への影響が懸念された場合、町、該当の区・自治会へ報告するとともに、 改善措置を講じてください。

## ⑥ 竣工届の提出 (事業者⇒町)

# ◆ 事業者は工事完了後、速やかに竣工届(様式5号)を住民税務課へ提出

・住民税務課は竣工届を受理した後、設置計画書の内容と現地の状況が一致しているか 現地確認を行います。



#### ⑦ 環境保全協定の締結 (事業者=町)

# ◆ さわやか環境条例に基づき、事業者と町において協定を締結

- 除草、除雪、土砂流出防止などの日常管理を徹底してください。
- 発電規模によっては電気保安技術者を配置し、法令に則った施設管理をしてください。
- 事業を終了する場合、適正な廃棄物等処理により設備を撤去してください。
- ・ 売電期間経過後も事業を継続する場合、協定内容は継続します。
- 事業に変更が生じた場合、変更届出書(様式6号)を町へ提出してください。

#### その他 留意点

- ◇ 基本的な手続きは「飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続に関する規則」に従ってください。
- ◇ 山林など環境影響が予想される場合は、関係団体との協議が必要となる場合があります。
- ◇ 設置予定箇所が抑止区域の場合、計画の変更をお願いします。(屋根・壁に設置する場合を除く)
- ◇ 町の許可書の交付には関係者全員の同意が必須です。(屋根・壁に設置する場合を除く)
- ◇ 事業着手前に事業者が変更となる場合、事前協議から手続きのやり直しになります。
- ◇ 施設を他者へ売却または譲渡する見込みがある場合、事前協議及び説明会において、その旨を明示してください。
- ◇ 上記フローチャートのほか、関係法令を遵守してください。